

貯法	室温保存、気密容器
----	-----------

動物用医薬品

承認指令番号	販売開始
3動薬第2853号	2022年11月

ウオジラミ（ちょう）・イカリムシ駆除剤
及び細菌性感染症治療剤観賞魚用
ムシクリア液

観賞魚用ムシクリア液は、観賞魚のウオジラミ（ちょう）及びイカリムシの駆除、細菌性感染症の治療に効果を発揮します。水に良く溶ける有機リン系殺虫剤であるトリクロロホンは、コリンエステラーゼ阻害作用によって、甲殻類であるウオジラミ（ちょう）及びイカリムシに対して殺虫作用を示します。また、消毒剤であるクロルヘキシジンは殺菌的に作用し、細菌性感染症の治療に有効です。

【成分及び分量】

本品100mL中

有効成分	含量
トリクロロホン	0.5g
クロルヘキシジン塩酸塩	0.2g

【効能又は効果】

観賞魚の細菌性感染症の治療

観賞魚のウオジラミ（ちょう）及びイカリムシの駆除

【用法及び用量】

飼育水100Lに対して、本品10mLを添加する。

【水槽における使用量の目安】

水槽サイズ	水量	目安
30cm	10L	1mL
45cm	30L	3mL
60cm	60L	6mL

本品の計量カップは1目盛り約1mL、スポイトは1目盛り約0.5mLです。

上記は目安であり、水槽の水量を十分にご確認の上、薬浴を実施してください。

【使用上の注意】

（基本的事項）

1. 守らなければならないこと

（一般的注意）

- ・本剤は、観賞魚の細菌性感染症の治療及びウオジラミ（ちょう）及びイカリムシを駆除するために使用し、観賞魚以外の魚又は動物には使用しないこと。なお、観賞魚であっても、熱帯魚、海水魚には使用しないこと。
- ・本剤は、適切な量で使用しないと期待される治療効果が得られず、これを超えて使用した場合には、思わぬ副作用が発生するおそれがあることから、本使用説明書の【用法及び用量】に従って正しく使用すること。
- ・ウオジラミ（ちょう）及びイカリムシの駆除には約2週間以上の間隔をおいて2～3回投薬すること。
- ・本剤は、高水温28℃以上またはpH8.0以上の時は使用しないこと。
- ・期待する治療効果が得られないことや、思わぬ副作用が発生するおそれがあるので、本剤には他の薬品及び水質安定剤との併用は避けること。
- ・ろ材に活性炭、ゼオライト等をご使用の場合は、とり除いて投薬すること。

（使用者に対する注意）

- ・本剤または本剤の成分であるクロルヘキシジン塩酸塩によりアレルギー症状を起こしたことがある人は使用しないこと。
- ・本剤を使用する際は、防護メガネ、マスク、手袋等を着用し、眼や皮膚に付着しないように注意すること。

（取扱い及び廃棄のための注意）

- ・本剤は、小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤は、直射日光、高温及び多湿を避けて保管すること。
- ・本剤の色に異常が認められた場合には使用しないこと。
- ・水草、藻等は薬液に浸けないようにすること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、本剤を他の容器に入れかえないこと。
- ・本剤使用中にろ過器を使用すると効果が低減するため、薬浴中はエアレーションを使用すること。
- ・使用済みのお容器等は地方公共団体の条例等に従い適切に処分し、他に流用または転用しないこと。
- ・本剤を廃棄する場合には、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体の条例等に従い適切に処分すること。
- ・治療後は飼育水を取替える必要はありません。ただし水草を植えた場合には飼育水を半分以上取替えること。

2. 使用に際して気を付けること

（使用者に対する注意）

- ・皮膚が敏感な人、薬によりアレルギー症状を起こしたことがある人は手袋等を着用して使用すること。本剤を素手で取り扱った場合、使用後によく手を洗うこと。
- ・誤って本剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・本剤が眼に入った場合には、直ちに水でよく洗い流し、医師の診察を受けること。
- ・本剤の使用後、または本剤が使用者の皮膚等に付着したときは、石けん等でよく洗い、水で十分ながいをする。
- ・ヒト用医薬品において、類薬（クロルヘキシジングルコン酸塩）を溶液の状態で長時間皮膚と接触させた場合に、ヒトで皮膚化学熱傷を起こしたとの報告があるので、注意すること。

（取扱い上の注意）

- ・本剤を数回に分けて使用する場合には、速やかに使用すること。

【製品情報お問い合わせ先】

株式会社キョーリン
兵庫県姫路市白銀町9番地

TEL：079-289-3739

販売元

 **キョーリン**
兵庫県姫路市白銀町9番地

製造販売業者

リケンベッツファーマ株式会社
埼玉県川口市元郷4-1-8

獣医師、薬剤師等の医療関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所（<https://www.maff.go.jp/nval/iyakuto/fukusayo/sousa/index.html>）にも報告をお願いします。